

正すればよいのか。非正規社員の給料、手当、交通費、退職金等は、正社員とどのように区別していくべきなのか。また、経営に関わってくることなので、費用や周知等の今後の対応を教えて頂きたい」というご相談でした。

# 名北協会相談員日誌 90

## 「ちがう企業の労働110番」です

(一社)名北労働基準協会

# 社会保険労務士 大西真由美

# 同一勞動同一賃金

り「正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消を目指すもの」となっています。

人ひとりの生産性向上を図ること、です。

基本給について、労働者の職業経験・能力に応じて支給しようとする場合、無期雇用フルタイム労働者と同一の職業経験・能力を蓄積している有期雇用労働者又はパートターム労働者には、職業経験・能力に応じた部分につき、同一の支給をしなければなりません



貢献に応じた部分につき、同一の支給をしなければなりません。また、貢献に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければなりません。

貢献に応じた部分につき、同一の支給をしなければなりません。また、貢献に一定の違いがある場合においてはその相違に応じた支給をしなければなりません。

110番「0560071171」まで。

今後、非正規雇用労働者の正社員化や待遇改善の取組を実施予定がある会社は「キャリアアップ助成金」を活用してはどうでしょうか。お問い合わせは、当協会会員専用無料相談ダイヤル「企業の労働

また、当協会では6月18日に「平成30年度の労働の動向を聴くセミナー」を開催します。労働基準行政の重点課題をはじめ経営方針決定の判断材料としてご活用頂けるセミナーです。詳しくは、当協会総合受付まで。

イラスト・森沢康代

まず「同一労働同一賃金」とは、職務内容が同一または同等の労働者に対し同一の賃金を支払うべきという考え方です。

待遇改善のポイントは、①正規社員・非正規社員両方に 対し、賃金決定のルールや基 準を明確にすること、②職務 や能力等と賃金を含めた待遇 改善が可能になるように すること、③教育訓練機会を 含めた「能力開発機会」の均 等・均衡を促進することで一

せん。また、蓄積している職業経験・能力に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければなりません。

その差を明確にし、周知させるには、就業規則や労働条件通知書等に定める必要が出てきます。しかし、定めがない場合、賃金や待遇等に違いが